

県内市町における介護保険料の改定について

〔令和3年5月19日
医療介護保険課〕

1 趣旨

第1号被保険者（65歳以上の方）に対する介護保険料は、市町介護保険事業計画に定める介護給付等の費用額の見込み及び第1号被保険者の所得状況等を勘案し、各市町の条例により3年ごとに定めることとされており、第8期介護保険事業計画期間（令和3～5年度）における各市町の介護保険料（基準額）が次のとおり定められた。

2 県内市町の介護保険料基準額（月額）

市町名	第7期保険料 基準額	第8期保険料 基準額	増加額
広島市	6,170円	6,250円	80円
呉市	5,500円	5,500円	－円
竹原市	5,900円	6,000円	100円
三原市	5,580円	5,480円	▲100円
尾道市	5,998円	5,998円	－円
福山市	5,867円	5,867円	－円
府中市	6,025円	6,482円	457円
三次市	6,143円	5,849円	▲294円
庄原市	6,720円	6,551円	▲169円
大竹市	5,031円	4,885円	▲146円
東広島市	5,700円	5,700円	－円
廿日市市	5,498円	5,498円	－円
安芸高田市	6,500円	6,750円	250円
江田島市	6,200円	5,600円	▲600円
府中町	6,100円	6,100円	－円
海田町	5,862円	5,862円	－円
熊野町	5,696円	5,696円	－円
坂町	5,975円	5,975円	－円
安芸太田町	6,300円	6,500円	200円
北広島町	6,720円	6,803円	83円
大崎上島町	6,640円	6,640円	－円
世羅町	6,180円	6,200円	20円
神石高原町	6,160円	6,160円	－円
県加重平均	5,961円	5,985円	24円

○ 第8期：県内最高額 6,803円（北広島町）、最低額 4,885円（大竹市）